

各位

令和元年12月13日

放射線取扱主任者

波戸 芳仁

筑波実験棟 B1 回廊における放射線障害防止法施行規則

第22条の3項の適用について

筑波実験棟 B1 回廊において、放射線障害防止法施行規則第22条の3項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことをお知らせします。

1. 期 間：2019年12月13日（金） から 2020年1月17日（金）まで
2. 場 所（図1の赤色で示す区域）： 筑波実験棟・地下1階回廊部分

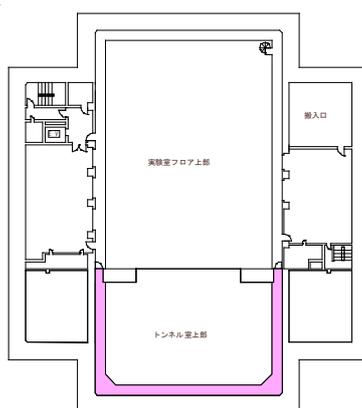


図1 筑波実験棟・地下1階

配布先

機構長

（管理局）施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

（素核研）所長、副所長、事務室

（加速器）施設長、各主幹、事務室

（物構研）所長、副所長、事務室

（共通）施設長、各センター長、事務室、放射線受付

（担当者）当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、
管理室員